

安中市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
県営小日向土地改良事業の施行に伴い、本市区域内の字の区域を別紙のとおり
変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第19
5号）に規定する換地処分の公告のあった翌日から生ずる。

平成21年9月28日

安中市長 岡田 義 弘



変更理由書

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく県営小日向土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画、形状を改めた結果、字区域を変更する必要が生じたため。

事業の概要

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 事業名 | 県営小日向土地改良事業 |
| 2 | 事業主体 | 群馬県 |
| 3 | 事業年度 | 平成15年度～平成21年度 |
| 4 | 事業面積 | 50.1ha |

変更調書

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	田中	67の3、67の4、68の2、69の2、70の2、71の3、71の4の一部、73の3から73の6まで、75の2、75の3、76の2、76の3
	下新浜	甲386の一部、387の一部、389の一部、390の一部
	白山	452から458まで、475の1、475の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字白山451に隣接する道路である市有地の全部並びに字鍛冶村608の3、609、610の1、610の2、635の1、635の2、636に隣接する道路、水路である市有地の全部を字田中西に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	田中	153から155までの各一部、158の一部、159の1の一部、159の2の一部、160の一部、161の一部、166の一部
	鍛冶村	668の2、668の3、669の4、669の5、670の2、670の3、686の2、686の3
	竜丁田	834の一部、839の一部、840の一部、843の一部、844、845の一部、853の1の一部、854の2の一部、854の3の一部、乙856の2の一部、856の5の一部、860の2、860の4の一部、861の1の一部、丙861の2、861の3、861の5の一部、862の3の一部、乙865の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字馬場767の2、767の3、768から774までに隣接する字田中の道路、水路である市有地の全部を字馬場に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	田中西	252の一部、254の一部、255の一部、270の一部、271の一部、272、甲273の一部、乙273の一部、甲274から丁274まで、280の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部を含む。）及び字下新浜甲386、乙386に隣接する字田中西の水路である市有地の全部を字下新浜に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	下新浜	408の一部、411の一部、412、甲413、乙413の一部、乙415、416から420まで、421の一部、422の一部、423

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字姥子堂590、597、599の1に隣接する水路である市有地の全部を字上新浜に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	馬場	752の2一部、758の2、759の2、778の1の一部、778の2
	瀧	942の一部、942の1、943の1から943の3までの各一部、943の4
	下ノ坊	1746の3の一部、1747の一部、1752の2の一部
	山王	乙1765の一部、1765の3

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字壱丁田885の1、886の1に隣接する字山王の水路である市有地の全部並びに字下ノ坊1756の1から1756の3まで、1757、1763の2に隣接する水路、地先の道路である市有地の全部、字瀧942の1の地先の道路である市有地の全部、字中村乙1961、乙1963、1964、1965、乙1969の1、乙1969の2に隣接する道路、水路である市有地の全部を字壱丁田に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	馬場	783から785までの各一部、788の一部、789の一部
	久保田	790から797まで、798の1、798の3、800の1、801、802、803の1、803の2、804の1、804の2、808の2、809
	壱丁田	甲816、817、818、819の1の一部、819の3、820から823までの各一部、825の一部、826の一部、827、甲828、乙828、829、甲831、乙8

		31、832、833、834の一部、835から837まで、甲838、乙838、839から842までの各一部、847の一部
	瀧	942の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の全部を含む。）を字田中に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	壱丁田	819の1の一部、820の一部、936の一部、937の一部
	下ノ坊	1744の2の一部、1745の2の一部

上記区域（同区域に隣接する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字壱丁田935の1に隣接する水路である市有地の全部並びに字壱丁田937の地先の道路である市有地の全部、字瀧1016の3に隣接する字壱丁田の道路である市有地の全部を字瀧に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	瀧	1016の1、1016の4の一部、1017の1、1018、1019の1の一部、1019の2の一部、1019の5の一部、1019の6、1020の1、1020の4の一部、1036の7、1036の8の一部、1037の1、1037の4の一部、1038の1の一部、1039、1040、甲1041の1、1041の2、丙1041、1041の4、1041の7の一部、1041の8の一部、1042、1043の1、1043の3の一部、1046の1、1046の4の一部
	遠地谷戸	1105の3の一部、1152の一部、1153の一部、1171の3の一部、1172の3
	小倉山	1356の2、1359の2、1360の2、1361の2、1363の2
	下ノ坊	1711の一部、1712の一部、1713の1の一部、1714の1の一部、1715の1の一部、1716から1721まで、1722の一部、1723から1731まで、1732の一部、1733、1734、1735の一部、1736の一部、1740から1743までの各一部、1744の1、1744の2の一部、1745の1、1745の2の一部、1746の1、1746の2、1746の3の一部、1747の一部、1748から1750ま

		で、1751の一部、1752の1の一部、1752の2の一部、1753の1から1753の3までの各一部
--	--	--

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部。）及び字遠丸1303から1305までに隣接する字遠地谷戸の道路である市有地の全部、字小倉山1350、1352、乙1354、1355、乙1367、甲1368、1369、1372、1373に隣接する水路である市有地の全部を字遠丸に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	瀧	1047の2、1047の3、1048の3から1048の5まで、1052の2、1058の2、1066の一部、1067の一部、1075の1の一部
	遠丸	1267の一部、1268の一部、1282の1の一部、1285の1の一部、1286の一部、1305の一部、1307の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字瀧1076の2に隣接する水路である市有地の全部を字遠地谷戸に変更する。

大字名	字名	地 番
松井田町 小日向	遠丸	1326の1の一部、1326の3の一部、1342の1の一部、1342の2
	小倉山	1343の2、1344の1

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）及び字下ノ坊1715の1、1715の2に隣接する字遠丸の道路である市有地の全部を字下ノ坊に変更する。

字山王乙1770、1776、1777、1779、1780、1783、1784、1792、1796、1800、1801、1802の2に隣接する字中村の水路である市有地の全部を字山王に変更する。